

新しく福祉のお仕事にチャレンジする方へ

DREAM.

就職に必要な資金を貸し付けします！

就職後、2年間勤務で全額返還免除します！

貸付金額

上限 **20万円** (無利子)

介護・障害分野のお仕事に初めて就かれる方が利用できます。就職の際に必要なお金を貸し付け、就職後2年間働けば返還免除されます。

こんなことに使えます

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護にかかる講習会参加経費、参考図書購入費
- ・訪問介護職員等として必要となる靴、道具、カバン等の費用
- ・敷金、礼金、又は転居費など転居に伴う費用
- ・通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ・その他、はじめて福祉のお仕事に就く際に必要な資金

貸付の対象者

次の全てを満たす方

- 介護等又は障害福祉いずれの実務経験もない
- 申請日から2か月以内に就労予定（就職内定者）又は就労後3か月以内であること
- 初任者研修や実務者研修等を受講中又は修了している

2025年 **2月28日**まで

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会
福祉人材センター

〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 2階
Tel.095-846-8656 (受付時間) 9:00 ~ 17:00 土日祝を除く

詳細はこちら▶



<https://www.welnaga.jp/>



申し込み手続きの流れ

① ホームページで 詳細確認

申し込み手続き前に必ず長崎県社会福祉協議会のホームページで詳細をご確認ください。

長崎県社協 就職支援金 🔍 検索

ダウンロードする様式

- ・ 申請チェックリスト 【様式第1号】
- ・ 貸付申請書 【様式第2号】
- ・ 個人情報の取扱同意書 【様式第3号】
- ・ 業務従事届 【様式第20号】
- ・ 借用書 【様式第10号】

② 様式を ダウンロード

③ 申込書類を そろえる

ダウンロードした様式と併せて次の書類を準備してください。

- ・ 住民票（申請者・連帯保証人分）
- ・ 振込口座の通帳の写し
- ・ 研修の受講を証明する資料

申請書提出（郵送）先

〒852-8555

長崎市茂里町3番24号

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
福祉人材センター 介護貸付担当宛て
電話095-846-8656

④ 職場を經由して 県社協に提出

⑤ 県社協受付 申請内容の審査

完備した書類を受付後、1か月を目途に審査を行い、審査の結果、貸付が決定した場合は、送金を行うとともに、職場を經由して送金内容等を通知します。

※退職の場合、返還が必要です。ただし、介護職員等から介護職員等、障害福祉職員から障害福祉職員への 転職は認められます。

転職が認められる場合

介護職員等 ▶ 介護職員等
障害福祉職員 ▶ 障害福祉職員

返還発生

介護職員等 ▶ 障害福祉職員
障害福祉職員 ▶ 介護職員等
他業種への転職